

卒業の認定に関する方針

1. 学習指導方針

① 看護学科

授業や臨地実習により看護知識や専門技術を身に付け、科学的根拠に基づいた看護実践ができる看護師を養成する。また、生命の尊厳を基盤に、専門的職業人として自覚と誇りを持ち、保健医療福祉チームの中で看護の役割を果たし、社会に貢献できる看護師を養成する。

② 医療事務・医療秘書学科

医療事務（医科、歯科、介護、調剤）だけでなく医療秘書（医師事務作業補助）等、医療機関の事務業務を総合的に学び、医師や病院を支える人材を養成する。また、接遇マナー、電子カルテ・レセプトコンピュータの授業や充実した実習等により、即戦力として活躍できる人材の育成を目指す。

③ 福祉保育学科

保育に関する専門知識を学びながら、保育所・幼稚園・養護施設等の実習を通して実践的技量を身に付け、子どもの福祉と教育に携わる保育士（幼稚園教諭）を養成する。更に、福祉に関する適切な助言・援助を行う専門職である社会福祉士の受験資格（要実務経験1年）を取得できるようにする。

④ 子ども未来学科

保育に関する専門知識を学びながら、保育所・幼稚園・養護施設等の実習を通して実践的技量を身に付け、即戦力となる人材として、子どもから慕われる質の高い保育士（幼稚園教諭）を養成する。

⑤ スポーツ健康学科

スポーツ健康学科では、トレーニング方法やスポーツ医学の知識及びスポーツマネジメントについて学習し、スポーツが様々な社会課題解決の一助となることをスポーツイベントや現場実習を通じて経験し、スポーツトレーナーやスポーツで地域を活性化する人材を養成する。

卒業の認定に係わる手順と要件

1. 卒業の認定に係わる手順

当校における卒業及び進級の認定は進級・卒業審査で行っている。この審査では担任が予め作成した個人ごとの評価資料（定期試験結果、出席、資格の取得状況、学費の納入状況等）を基に進級及び卒業の要件（下記参照）に照らし合わせ、それぞれの評価項目で基準に達していることを条件に認定を行っている。

また、進級及び卒業要件は「学生の手引き」に記載しており年度初めに学生に公表している。

2. 卒業の認定に係わる要件

卒業及び進級の認定については当校の「学則施行細則」に次のように定められている。

（以下抜粋）

（進級及び卒業の要件等）

（1）進級の要件

ア 授業科目の修得（単位の修得）の基準

① 看護学科

臨地実習に関する授業科目を修得していること。

基礎分野に関する当該学年の未修得授業科目の累計が3科目以内であること。

上記以外の未修得授業科目の累計が4科目以内であること。

② 医療事務・医療秘書学科及びスポーツ健康学科

未修得授業科目が2科目以内であること。

③ 福祉保育学科

未修得授業科目の累計が2科目以内であること。ただし、近畿大学九州短期大学通信教育部保育科の面接授業科目は適用しない。

④ 子ども未来学科

未修得授業科目の累計が2科目以内であること。ただし、近畿大学九州短期大学通信教育部保育科の面接授業科目は適用しない。

イ 欠席日数（公欠を除く）が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと。

ウ 特別な事情を除き学費を完納していること。

(2) 卒業の要件

- ア 所定の修業年限以上在籍していること。
- イ 教育課程に定める必履修授業科目を全て修得（単位を修得）し、全課程を修了していること。
併せて、福祉保育学科及び子ども未来学科については、連携している近畿大学九州短期大学通信教育部保育科の課程のうち本校指定科目を全て修得し、修了していること。
- ウ 欠席日数（公欠を除く）が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと。
- エ 学費を完納していること。
- オ 医療事務・医療秘書学科は、上記ア～エに加え、下記に定める検定を取得していること。

必取得検定（2種類）	選択取得検定（3種類）
① 医科医療事務管理士技能認定試験 ② 歯科医療事務管理士技能認定試験 ③ 調剤事務管理士技能認定試験 ④ 介護事務管理士技能認定試験 ⑤ 診療報酬請求事務能力認定試験 上記①の検定及び②～⑤の検定の内1種類とする。	左記以外の検定の内3種類とする。

必取得検定の一部が取得困難な者に、当該必取得検定の取得免除措置をとることができる。

(留年)

1. 前記(1)又は(2)の要件（進級又は卒業）を満たさない者は留年となる。
2. 前記(1)のイ又は(2)のウの要件（欠席日数）を満たさず留年となった者は、当該学年の全授業科目の修得（単位の修得）が認定されず、次年度再履修しなければならない。また、学則に定める授業料等の他、諸経費を納めなければならない。
3. 前記(1)のア又は(2)のイの要件（授業科目の修得）を満たさず留年となった者は、当該未修得授業科目を次年度再履修しなければならない。その際、別に定める授業料及び授業科目別の受講料を徴収する。また、希望すれば既修得授業科目の聴講を認める。その際は、「授業科目の聴講願（別紙書式13）」を提出し、受講料を納めなければならない。

(進級、卒業等の認定)

1. 校長は、学年末の成績会議を経て、授業科目の修得（単位の修得）、進級及び卒業等を認定する。
2. (2) 卒業の要件のイの要件（授業科目の修得）を満たさず留年になった者（卒業延期者）の卒業認定は、当該授業科目の再履修が終了した学期末に行う。